

健康保険・厚生年金保険について

健康保険・厚生年金保険の社会保険は、日本年金機構の業務です。本学(共済組合)とは別組織ですので、手続には多少時間がかかります。したがって、届出は早めに行ってください。

健康保険(協会けんぽ)

平成20年10月1日に全国健康保険協会が設立され、従来の政府管掌健康保険は「協会けんぽ」として協会によって運営されています。

これに伴って、健康保険の給付の手続や相談等は、協会の各都道府県支部で行い、健康保険の加入や保険料の納付の手続は、**日本年金機構**(年金事務所)で行っています。

※「社会保険事務所」は平成22年1月1日から日本年金機構が設立されたことにより「年金事務所」になりました。

被保険者

厚生年金に加入している適用事業所に常時使用される70歳未満の方は、国籍や性別、年金受給の有無に拘わらず、厚生年金保険の被保険者となります。

「常時使用される」とは、雇用契約書の有無などとは関係なく、適用事業所で働き、労務の対償として給与や賃金を受けるといった使用関係が常用的であることをいいます。試用期間中でも報酬が支払われる場合は、使用関係が認められることとなります。

事務補佐員・教務補佐員

事務補佐員・教務補佐員であっても、本学と常用的使用関係にある場合は、被保険者となります。常用的使用関係にあるかどうかは、労働日数・労働時間・就労形態・勤務内容等から総合的に判断されます。

ただし、この基準は一つの目安であり、これに該当しない場合であっても就労形態や勤務内容等から常用的使用関係にあると認められる場合は被保険者とされます。

労働時間

1日の所定労働時間が、常勤教職員の概ね3/4以上(常勤が1日8時間であれば6時間以上)の場合に該当します。日によって勤務時間が変わる場合は1週間で合計し、所定労働時間の3/4以上である場合に該当します(週40時間の場合30時間以上、本学はこれによっています)。

保険料の納め方

健康保険・厚生年金保険の保険料の徴収は、日本年金機構(年金事務所)が行うこととされています。

本学の場合、被保険者負担分については毎月の給与より控除した後、日本年金機構へ納付しています。

ご案内

以下のことについて、ご案内申し上げます。
特に記載がない場合、手続先は**給与共済係**です。

- ①雇用されたとき
- ②家族を被扶養者にするとき
- ③結婚したとき
- ④引っ越したとき
- ⑤転職・退職するとき
- ⑥配偶者が転職・退職したとき
- ⑦家族が被扶養者でなくなるとき
- ⑧国民年金保険料の後納制度

①雇用されたとき

本学に雇用されて厚生年金等に参加すると、**国民年金第2号被保険者**になります。
加入の手続は人事労務課給与共済係を通して行います。

○必要なもの

健康保険被扶養者(異動)届…給与共済係にあります。
年金手帳の写し等、基礎年金番号がわかるもの(20歳以上60歳未満の方)
住民票の写し
印鑑

※雇用日より5日以内に年金事務所へ資格取得届を行う必要がありますので、直ちに手続を行ってください。

※雇用時、被扶養配偶者がいる場合は、同時に**国民年金第3号被保険者届**も行います。

※給与口座の届出や通勤手当の届出等も併せて行ってください。

給与口座の届出……給与共済係
通勤手当等の届出…人事労務係

※手続後、社会保険証(被扶養者がいる場合は同時に社会保険被扶養者証)が発行されます。ただし、本学へ届くまで2週間程度の期間を要しますので、それまでに保険証を使用する必要が生じた場合は給与共済係へご連絡ください。

②家族を被扶養者にするとき

○必要なもの

①配偶者を被扶養者にする場合

健康保険被扶養者(異動)届…給与共済係にあります。
国民年金第3号被保険者届…給与共済係にあります。
配偶者の住民票の写し
印鑑

②配偶者以外の家族を被扶養者にするとき

健康保険被扶養者(異動)届…給与共済係にあります。
対象被扶養者の住民票の写し
印鑑

③結婚したとき

○必要なもの

- ①配偶者を被扶養者とする場合
健康保険被扶養者(異動)届…給与共済係にあります。
被扶養配偶者の住民票の写し
国民年金第3号被扶養者届…給与共済係にあります。
印鑑
- ②名字が変更となった場合
被保険者氏名変更(訂正)届…給与共済係にあります。
住民票の写し
年金手帳
印鑑

④引っ越したとき

○必要なもの

- 住民票の写し
印鑑
国民年金第3号被保険者住所変更届…被扶養配偶者がいる方、給与共済係にあります。

⑤転職・退職するとき

○必要なもの

- ①退職する場合
社会保険証(社会保険被扶養者証も含む)
原則、国民年金第1号被保険者となりますので、お住まいの市区町村にて国民健康保険、国民年金への加入手続をしてください。配偶者がいる場合は配偶者の国民健康保険、国民年金への、更に被扶養者がいる場合は被扶養者の国民健康保険加入手続もしてください。
- ②退職する場合(配偶者の被扶養者になる)
社会保険証(社会保険被扶養者証も含む)
原則、国民年金第3号被保険者となりますので、配偶者の勤務先を通して手続をしてください。被扶養者がいる場合は配偶者の被扶養者にするか、お住まいの市区町村にて国民健康保険の加入手続をしてください。
- ③退職する場合(配偶者以外の家族の被扶養者になる)
社会保険証(社会保険被扶養者証も含む)
家族の被扶養者になるので国民健康保険への加入手続は不要ですが、国民年金第1号被保険者となりますので、お住まいの市区町村にて国民年金加入手続をしてください。被扶養者がいる場合は、家族の被扶養者にするか、国民健康保険の加入手続をしてください。

④ 転職する場合

社会保険証(社会保険被保険者証を含む)

転職先の加入している保険制度に加入します。転職後は転職先担当部署の指示に従って手続きをしてください。

転職先の保険者証が発行されるまで数日かかります。本学発行の保険者証は転職日までにご返却いただくこととなっておりますが、転職後も万が一これをご返却いただいております、転職先の保険者証が発行される前に保険者証を使用する必要が生じて、未返却のままの保険者証は使用せず、転職先担当部署にご相談ください。

いかなる理由であっても、使用した場合は**不正使用**となってしまいます。

⑥ 配偶者が転職・退職したとき

○ 必要なもの

- ① 配偶者が転職し、転職先の保険制度に加入する場合や、収入額が年130万円以上となる場合

→ 被扶養配偶者・国民年金第3号被保険者ではなくなります。

健康保険被扶養者(異動)届・・・給与共済係にあります。

配偶者の社会保険被扶養者証

印鑑

※ 転職先の保険制度に加入する場合は転職先担当部署が行うので支障ありませんが、転職先の保険制度に加入せずに収入が年130万円以上となる場合は、お住まいの地域の市区町村にて配偶者の国民健康保険・国民年金への加入手続きをしてください。これを失念すると、診療費の支払や将来の年金受給に影響をおよぼします。

- ② 配偶者が転職するが、転職先の保険制度に加入せず、さらに収入額が年130万円未満である場合

→ 被扶養配偶者・国民年金第3号被保険者を継続します。

手続不要です。

⑦ 家族が被扶養者でなくなるとき

○必要なもの

① 配偶者

健康保険被扶養者(異動)届…給与共済係にあります。

配偶者の社会保険被扶養者証

その理由が確認できるもの(※2)

印鑑

※「⑥配偶者が転職・退職したとき」にもご案内しておりますが、就職・転職でその勤務先の加入保険制度に加入しない場合は、必ずお住まいの市区町村にて国民健康保険・国民年金の加入手続を忘れずにしてください。

② 配偶者以外

健康保険被扶養者(異動)届…給与共済係にあります。

対象被扶養者の社会保険被扶養者証

その理由が確認できるもの(※2)

印鑑

※2 就職や収入増により、被扶養者としての要件を喪失する場合、その理由により必要なものが異なりますので、給与共済係へご相談いただいたうえでお届けください。

⑧ 国民年金保険料の後納制度

過去10年分まで国民年金保険料を納めることができます。

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年9月までの期間に限り、過去10年分まで納めることができる制度です。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

日本年金機構(本学ではありません)では、後納制度の利用が可能と思われる方に「お知らせ」を送付しています。

国民年金を受給するためには、納付済期間や免除期間等の合計が原則25年(300月)必要ですが、平成27年10月以降は10年(120月)に短縮される予定です。

○対象者

過去10年以内の第1号被保険者期間や任意加入期間に未納期間を有する方が対象となります。また、納付期間および合算対象期間を合計しても25年に満たないなど、老齢基礎年金の受給権を有していない方は、後納制度を利用することで受給権を確保できるようになります。

《後納制度の利用が可能な方》

①20～59歳の方:10年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある方

②60～64歳の方:①の期間のほか、任意加入中に納め忘れのある方

③65歳以上の方:年金受給資格がなく、①②の期間がある方

※老齢基礎年金受給者(繰上受給者を含みます)は対象外です。

○対象保険料

既に2年の時効が経過して納付できなくなった国民年金保険料で、後納の申込みを承認した日の属する月前10年以内のものが対象です（承認した日が平成26年4月10日の場合は、平成16年5月～平成26年4月）。

なお、後納制度の対象となる保険料の月数や加算額を含めた納付額は「ねんきんネット」の『追納・後納等可能月数と金額の確認』から確認できます。

○後納制度を利用できる期間

平成27年9月30日まで

※対象保険料は、対象月から起算して10年後の月末が納付期限ですが、平成27年9月30日を過ぎて納付することはできません。

○申込み方法

平成27年9月30日までに「国民年金後納保険料納付申込書」に必要事項を記載して、最寄りの年金事務所（本学ではありません）にお申込みください。

- ①年金事務所へ行かれる場合は、年金手帳等の基礎年金番号のわかるものをご用意ください。
- ②郵送される場合は「国民年金後納保険料納付申込書」に必要事項が記載してあるかを、再確認してください。
- ③後納納付は、申込み後の審査が必要です。審査の結果、後納制度を利用できる方には、「承認通知書」と「後納納付書」が送付されます。
- ④送付された「後納納付書」にて期限内に後納保険料を納付してください。

※後納保険料は、申込みから審査結果送付まで、審査内容によっては時間がかかる場合があるので、早めに申し込んでください。

国民年金第3号被保険者とは

第3号被保険者制度

- ① 第3号被保険者とは、私たち本学教職員である国民年金第2号被保険者に扶養される配偶者(20歳以上60歳未満)のことをいいます。
(参考)第1号被保険者:自営業者や学生等
第2号被保険者:共済組合の加入者や厚生年金の加入者
- ② 第3号被保険者である期間は、第1号被保険者期間と異なり、保険料をご自身で納付する必要はなく、保険料納付期間として将来の年金額に反映されます。

第3号被保険者の届出義務

- ① 第3号被保険者になられたときの届出
私たち教職員(第2号被保険者)に扶養されることになった配偶者は第3号被保険者になりますので、必ず人事労務課給与共済係にて第3号被保険者に該当する旨の届出を共済組合や厚生年金の被扶養者の届出と併せて行ってください。用紙は給与共済係にあります。
※原則、扶養する教職員が65歳未満の場合に限ります。
- ② 第3号被保険者でなくなったときの届出
私たち教職員が退職などにより共済組合や厚生年金の加入者でなくなった場合や、ご本人(扶養される配偶者)の収入の増加(年130万円以上の収入になると見込まれる場合)などにより教職員の扶養から外れた場合には第1号被保険者になりますので、必ず住所地の市区町村に第1号被保険者への種別変更届を行ってください。
※届出先が第3号被保険者になる場合と異なりますのでご注意ください。

国民年金第3号被保険者は、ご自身で保険料を納付する必要がありません。これは、配偶者である第2号被保険者が加入している被用者年金制度(厚生年金保険や共済組合など)の保険者が集めた保険料や掛金などの一部を基礎年金拠出金として毎年度負担しているためです。

第3号被保険者期間の記録不整合問題への対応

- ① 第3号被保険者が第1号被保険者となった場合は、届出が必要ですが、この届出が漏れていると、実際は第1号被保険者であるにも拘わらず、第3号被保険者として管理されてしまいます(第3号被保険者記録の**不整合期間**)。
届出忘れの例:
 - ・教職員(第2号被保険者)が退職し、その被扶養配偶者(第3号被保険者)でなくなった際に届出をしなかった。
 - ・収入が年130万円以上となり、被扶養配偶者の要件を喪失したが届出をしなかった。
 - ・被扶養配偶者が就職や収入増で一時期要件を喪失し、退職や収入減で再び要件を満たし、被扶養配偶者となったが、要件喪失期間中の届出をしなかった。
- ② 届出漏れをそのままにしておくと、将来年金を請求する際に過去に遡って**第1号被保険者**の期間として記録訂正(結果としてその期間は**年金未納扱い**になる)を行うので、年金額が減額となったり、年金受給資格期間を満たさなくなることで**無年金者**となる可能性があります。
- ③ このため、日本年金機構では、不整合期間を有する方に対し、「不整合期間を本来の第1号被保険者期間へ変更し、変更した後の年金記録」の通知をしています。
- ④ 第1号被保険者期間へ変更した保険料の納付が必要な期間(過去2年以内)については、日本年金機構より国民年金保険料の納付書が送付されますので、最寄りの金融機関等で保険料を納付してください。
現時点で第1号被保険者である方は今後も毎月保険料をお納めください。
- ⑤ 年金記録の中に不整合期間が見つかり、過去2年より前に遡って第3号被保険者に該当していた場合、「第3号被保険者該当届(年金確保支援法用)」の届出が必要です。
- ⑥ 過去2年を超えた第1号被保険者期間で保険料の納付ができない期間のうち、10年以内の期間については、**平成27年9月**までは保険料の納付が可能ですので、この制度をご利用ください。